

質疑回答書

令和 2 年 1 月 30 日

契約番号 2019001734

件 名 保育所給食調理業務委託

質 疑	回 答
1 仕様書 2P 6 (1) 業務内容について、発注業務がございますが、発注に必要となる設備 (PC、FAX 等) は使用させていただくことは可能でしょうか。	1 園にある FAX については使用可能です。PC については貸出は不可ですが、持込は可能です。ただし、インターネット環境はありません。 なお、日常的な発注は、納品時に次の発注書を納入業者に手渡しします。
2 仕様書 3P 6 (5) 配膳・下膳作業について、年齢区分ごとの盛付方法(食缶、個別盛付等)及び各園のクラス数について教えていただけますでしょうか。	2 各年齢区分とも個別盛付をしてください。 ・現在の食事時のクラス数は、たまたき保育所 2 クラス、ともだ保育所 3 クラスです。
3 仕様書 4P 6 (10) 業務責任者について、「両園を統括する業務責任者を配置すること」とありますが、業務責任者は 2 園のいずれかに常時勤務する必要はございますでしょうか。	3 2 園のいずれにも常時勤務する必要はございませんが、常に委託者と連携をとれるようにする必要があります。委託者からの指示について適正な業務の遂行を従事者に指示ができるような体制をとってください。
4 仕様書 6P 8 業務の引き継ぎ等について、令和 2 年 3 月 23 日～令和 2 年 3 月 31 日までは配属従	4 この期間の内、数日間 (日時は保育所と契約業者で決定する。) で配属従業員に業務の引き継ぎを行います。勤

<p>業員の勤務が必須でしょうか。</p> <p>5 仕様書 7P 11 ク「経費負担区分は、別紙のとおりとする」とありますが、別紙を確認できませんでした。また、従事者の食事代及び駐車場代について教えていただけますでしょうか。</p> <p>6 可能であれば現在の両園の現在の勤務体制（勤務時間や人員配置等）について教えていただけますでしょうか。</p>	<p>務については、最短1日は必要です。</p> <p>5 ・経費負担区分については別添のとおりです。 ・食事代金については給食利用の場合は月額 4,900 円を徴収します。弁当を持参する場合には必要ありません。給食を利用する場合には事前にお申し出ください。 ・普通の乗用車（軽自動車含む）の場合は、駐車場は指定した場所に駐車してください。費用は不要です。</p> <p>6 たまたき保育所は、8：30～17：15 勤務の調理員 1 名を配置しています。ともだ保育所は 8：30～17：15 勤務の調理員 1 名と、8：30～12：30 勤務の調理員 1 名を配置しています。</p>
---	--

※この回答に対する質問は受付できません。

経費区分表

項目	内容	委託側	受託側
施設・厨房設備費	建物設備・厨房設備機器及びその付属設備	○	
調理用器具類	包丁・まな板・はさみ等調理器具	○	
	食器・トレイ等配膳用品	○	
光熱水費	電気・ガス・水道	○	
施設、設備消耗品	蛍光灯・殺菌灯等の消耗品	○	
廃棄物処理費	生ごみ・缶・ダンボール等	○	
賄材料費	給食に使用する原材料及び調味料（保存・検食・展示含む）	○	
修繕費	受託者に過失がないもの	○	
衛生管理費	年2回の調理室内の消毒及び害虫駆除費	○	
修繕費	受託者に過失があるもの		○
消耗品費	日常的な調理室内の消毒及び害虫駆除費 食器浸漬槽、食器、食缶類洗浄機の洗剤 その他洗剤・消毒液・ペーパータオル、たわし、 ラップフィルム、ゴミ袋、清掃用具等		○
調理員等被服費	作業着・厨房靴・前掛け・マスク・手袋等		○
検査費	検便・健康診断にかかる経費		○
医薬材料費	消毒薬、火傷薬、湿布薬、救急絆創膏、包帯等		○
従事者にかかる諸経費	研修会参加費用等		○
事務用品類	文具・コピー用紙等		○
通信費	電話代等		○
その他	受託業者が行うべき官公庁手続き及びその経費		○
保険料	生産物賠償責任保険等		○